

項 目	粗品、景品等のノベルティとして取り扱われる電気用品について
1 内容	会社の宣伝目的のため、電気用品を無料で配布する場合、P S Eマークの表示が無くても問題ないでしょうか。
2 回答	粗品、景品等の、いわゆるノベルティとして、商品・サービスの取引に付随して提供される電気用品であって、消費者に提供される物に、当該電気用品の製造／輸入事業者によるP S Eマークを表示する必要でない場合があります。 その場合にあっては、当該電気用品の製造／輸入事業者には、電気用品による火災、感電等の防止及び障害の発生を防止するため、電気用品安全法8条1項の規定により、技術基準適合性の確認の義務が課せられています。 なお、商品・サービスの取引に付随して提供する電気用品を自らが製造／輸入せず、国内で調達される場合、当該電気用品の表面にP S Eマークが表示されていることを確認してください。 (理由) 電気用品安全法では、同法27条1項において、「電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、10条1項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない」とされています。 ノベルティとして、商品・サービスの取引に付随して無償で提供する場合、その提供者は、当該電気用品に見合う相当の対価を得ておらず、有償性が認められないため、この行為は「販売」に該当しません。したがって、法10条1項の表示、すなわち、P S Eマークの表示は不要となります。 なお、電気用品を商品・サービスの取引に付随して提供するために国内で調達される場合、そこで有償取引が行われますので、調達元は、当該電気用品にP S Eマークを表示しなければなりません。